

今後の認証評価のあり方等について
— 第4期の認証評価システムを中心に —
(大学・短期大学基準協会)

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 委員長
学校法人志學館学園 理事長
志賀 啓一



発表者略歴

本職

平成14年	学校法人志學館学園	企画部長
		鹿児島女子短期大学 講師
平成23年	同	副理事長
平成26年	同	理事長
令和2年	同	鹿児島女子短期大学学長(兼)(令和6年3月まで)

各種役職

平成26年	日本私立短期大学協会	常任理事
令和4年	日本私立短期大学協会	副会長
	大学・短期大学基準協会	理事
	同	短期大学認証評価委員会 委員長
令和5年	中央教育審議会大学分科会	臨時委員

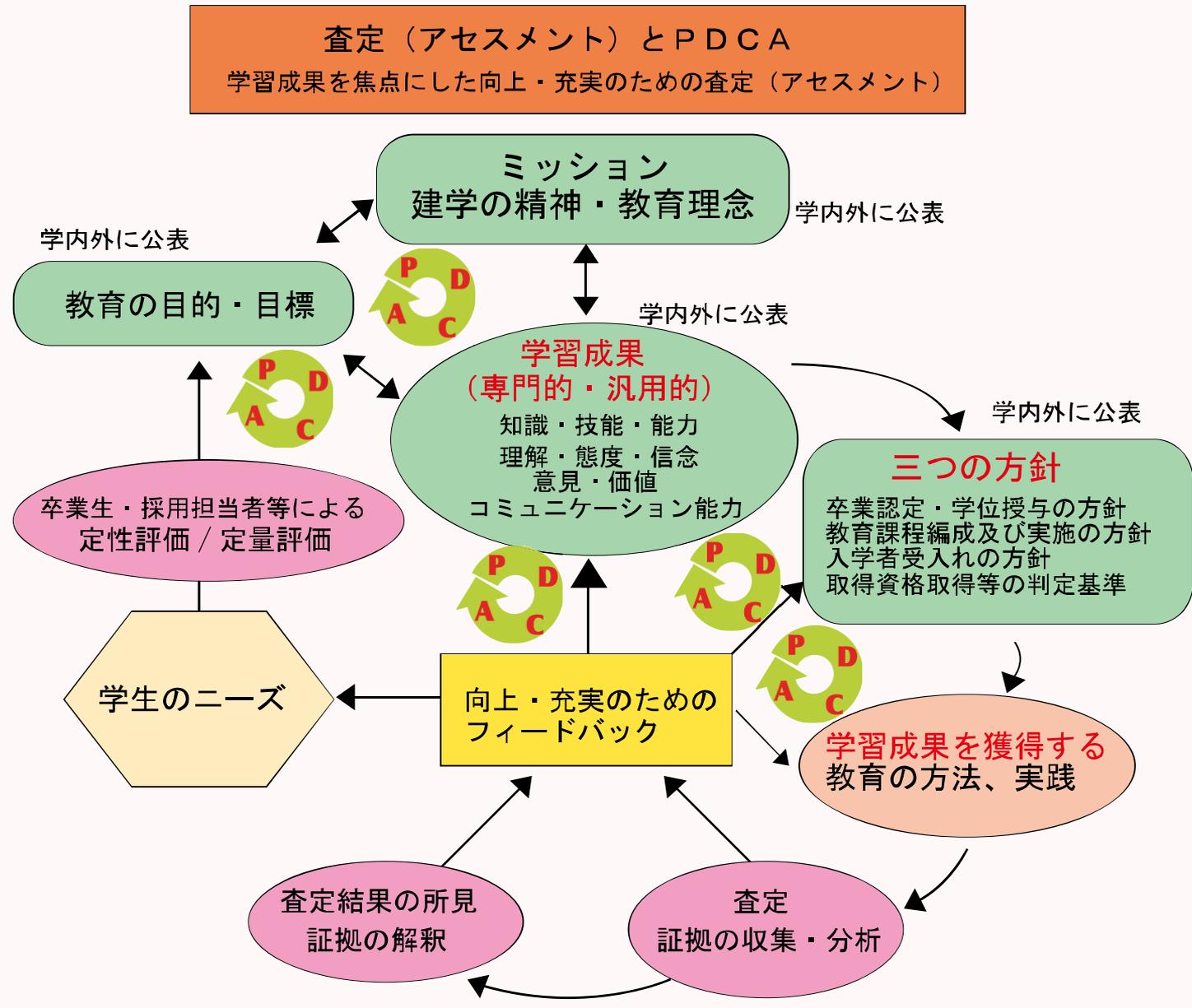
大学・短期大学基準協会の 評価の特色

学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何ができるようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、
①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、
③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見つけた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるように自己点検・評価のための短期大学評価基準を、アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、本協会の基準、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 短期大学が本協会にて認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。



(グロリア・ロジャース (Gloria Rogers) による品質保証のための査定より)

内部質保証ルーブリック

「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について

(平成30年6月14日認証評価委員会承認)

- 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があります。
- このため、「内部質保証ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。(評価校がルーブリック評価をする)
- また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。(評価員がルーブリック評価をする)
- 「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

内部質保証ルーブリック

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
	1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の組織 (委員会等) において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。
判定 (三つの意見等に記載)	○ 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 ○ 「向上・充実のための課題」：一部の組織 (委員会等) において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 各基準の評価結果：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目 4 の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。	同左

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである (中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて (平成 20 年)」より)。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウントビリティが高まる。

第4期の評価基準の変更内容

全体的な変更内容

評価基準から「観点」を外し、観点は参考的項目とする

→これまでは報告書等で観点到記載されている項目を全て言及しなくてはならなかったが、冗長になったり、評価への反映について議論になる場合があった。そこで、評価基準として厳格に運用するのではなく、参考的項目とすることにより、柔軟で弾力的な評価を可能とすることとした。

内部質保証ルーブリックの改定

→第3期までに達成できたものについてはレベルを下げ(できて当たり前のものとする)、内外への周知、定期的な見直し等、より実質化を図っていれば高く評価するものとした。

各種法令への対応

→各基準にて解説

評価結果の書式変更(検討中)

→基準そのものとは関係ないが、評価員からは評価結果の記載等が冗長であったり、「総評」と「各基準の評価」で同様の内容を繰り返さざるを得ない書式になっていることなどに意見があったため、第4期開始に向けてこれらの書式を簡略化し、評価員負担の軽減を図れるよう検討中。

基準 I 建学の精神と教育の効果

A 建学の精神

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

⇒A-2をテーマC「社会貢献」と独立させる

B 教育の効果

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を
定めている。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受
入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

C 内部質保証

⇒項目が増えるためテーマDへ変更

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組
んでいる。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

⇒3つのポリシーの明確化は基準Ⅰ-Bと重複するため、それぞれのポリシーに基づいた実態を中心にするよう、観点を含めた文言整理

基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

⇒テーマC「入学者選抜」として独立させ、アドミッション・ポリシー及び法令に基づいた入試要件を含めて観点整理

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

⇒学習成果の明記と査定の仕組みを評価することは本協会の特色でもあることから、A-6からA-7をテーマB「学習成果」として独立させ、文言整理

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

B 学生支援

⇒テーマAが3つに分けられることから、「D」に変更

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

⇒テーマBとして学習成果を独立させることから、項目を移動

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

⇒進路支援を含め組織的な支援について、観点を含めた文言整理

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

⇒A-2及びA-3については、それぞれ選任教員と事務職員の役割について評価基準を設定していたが、設置基準及び私立学校法の改正に伴い、教育研究上の組織について基準を整理するとともに、各基準の観点の整理

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

⇒テーマBとCの統合も検討されたが、今後のデータサイエンスの重要性も鑑み、テーマ及び基準は現状のままとするが、観点の整理

D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

⇒基準の変更はないが、会計監査人への対応等を観点到に記載する

基準IV リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

⇒**基準に理事及び理事会の役割の追加。それに伴いテーマ名も「理事会運営」に変更**

B 学長のリーダーシップ

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

⇒**「教学マネジメント」に係る文言及び観点の追加。それに伴いテーマ名も「教学運営」に変更**

C ガバナンス

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。

⇒**会計監査人に係る基準の追加**

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

⇒**情報の公表については、テーマDとして独立させる**

内部質保証ルーブリックの改定 (見えなと思いますが参考までに)

項目		Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	建学の精神を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。
	教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	■ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	■ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 ■ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ■ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。	■ ステークホルダーが認識できるよう努めている。 ■ ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 ■ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。 ■ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。
2	学習成果を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	■ 学習成果を定めている。 ■ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	■ 学習成果を定めている。 ■ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ■ 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	■ 学習成果を定めている。 ■ 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 ■ 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。 ■ 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果及びその獲得状況を学内外に公表に努めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果を定期的に点検する仕組みがある。
	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	■ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ■ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。	■ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ■ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 ■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。	■ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 ■ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 ■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。 ■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。 <input type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。
3	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の一部で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な査定の仕組みが確立され、おおむね機能している。	<input type="checkbox"/> 理事長のリーダーシップの下、教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る査定の組織的な仕組みが確立され、機能している。
	教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 上記の項目1〜3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目1〜3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目1〜3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目1〜3全てにチェックがある。

判定 (「三つの意見」等に 記載)	<input type="checkbox"/> 項目1〜3にチェックの入らない項目が1つでもある場合:基準ⅠのテーマC「内部質保証」の「早急に改善を要すると判断される事項」において改善を促す。	<input type="checkbox"/> 教育の質保証を図る査定の仕組みが教育研究実施組織等の一部にとどまっている場合:基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	<input type="checkbox"/> 項目4の両方にチェックが入った場合:基準Ⅰの「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みであることを評価する。	<input type="checkbox"/> 項目4の両方にチェックが入った場合:基準ⅠのテーマD「内部質保証」の「特に優れた試みと評価できる事項」において評価する。
	<input type="checkbox"/> 教育の質保証を図る査定の仕組みが一部の者に限られている場合:「向上・充実のための課題」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。			

4巡目に向けた課題

学習成果の取扱いと浸透

- ・令和2年度に中央教育審議会大学分科会より出された 教学マネジメント指針に基づく対応については、本協会は従前より対応しているとの認識であるが、用語の取扱いについては評価校への理解を進め、運用を検討する必要がある。

法令等への対応

- ・私立学校法における「認証評価の結果をふまえた」中期的な計画の在り方に対する責任
- ・設置基準における基幹教員の有無については、改組等行われない場合は、旧基準に基づくため、今後も両ケースの併記が必要となる。
- ・令和7年度適用の私立学校法改正における経過措置等についての対応

用語の整合性について

教学マネジメント指針(令和2年1月)の用語解説より

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

教学マネジメント指針では、学修成果、学修目標、教育成果、到達目標といった用語に分け、逆に理解を困難にさせているが、「何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるかということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの」という本質は学習成果(Student Learning Outcomes)に集約されるものである。評価の際にはこの本質を理解しているかどうかを確認する必要がある。

第3期の評価結果(3つの意見)

評価年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023
評価校数		2	28	40	49	51	44
特に優れた試み と評価できる事 項	基準I	3	62	101	102	106	90
	基準II	12	66	97	109	101	78
	基準III	2	32	45	35	46	42
	基準IV	1	2	10	9	19	14
向上・充実のた めの課題	基準I	0	2	13	17	17	17
	基準II	2	14	26	33	52	34
	基準III	1	15	28	35	53	47
	基準IV	1	3	3	20	25	12
早急に改善を要 すると判断される 事項	基準I	1	2	2	4	4	2
	基準II	2	3	1	8	7	3
	基準III	0	0	0	2	1	2
	基準IV	0	3	6	25	33	22

認証評価の今後

大学・短期大学基準協会（当時は短期大学基準協会）の設立趣意書より抜粋

「短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的としている。」

評価結果の存在意義とは

- 質保証による党外交の主体的改革・改善の支援
- 社会の理解と支持→実現のためには？